農薬等7品目の食品安全基本法第24条に基づく 食品健康影響評価について

1. 経緯

我が国では、2006年より食品に残留する農薬、動物用医薬品及び飼料添加物 (以下「農薬等」という。)に関し、ポジティブリスト制度を導入しているところであるが、制度を開始する際に円滑な施行を図るために農薬等 758 品目にコーデックス基準やデータの提供等について協力を申し出た5か国及び地域(米国、EU、豪州、カナダ及びニュージーランド)の基準値などを参考として暫定的に残留基準(以下「暫定基準」という。)を定めた。暫定基準については、基準値を参照した5か国及び地域等から提出される科学的データに基づき順次見直しを行っているところである。

今般、制度開始から7年近く経過して、改めて暫定基準を確認したところ、7品目(別添参照)において国内の食用の登録・承認がない又は失効したもの、暫定基準を設定する際に参照とした国において基準値がなくなっているもの等、現状に則していないことが確認できた。

このような状況を踏まえ、農薬等7品目の基準値を一括削除することについて、食品安全基本法(平成15年法律第48号)第24条に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

2. 評価依頼物質の概要

調査の結果、これらの7品目については、国内の登録・承認がない又は失効していること、国外においても基準値の設定がなされていない、JMPRや JECFAにおける毒性評価はされている成分はあるもののコーデックス基準もなく、また設定が見込めないこと等が確認できた。そのため、現在は、国内外において食用の製造・販売・流通・使用がなされていないと判断できることから、暫定基準を維持し続けることは不要であると考えられる。

*農薬・バミドチオンは 1992 年に JMPR において評価されたもののメーカー等からデータ提供がなく、2001 年に MRL は削除された。CCPR のプライオリティリストにも掲載されておらず、現時点でコーデックス MRL が設定される予定はない。

3. 今後の方向

食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議 会において、残留基準の一括削除について検討する。

なお、残留基準を削除した場合は一律基準の 0.01ppm が適用されることになる。

別添

	品目名	英名	主な用途
1	アニロホス	ANILOFOS	農薬:除草剤
2	ジクロフェンチオン	DICHLOFENTHION	農薬:線虫駆除剤
3	バミドチオン	VAMIDOTHION	農薬:殺虫剤・ダニ駆除剤
4	ピリダフェンチオン	PYRIDAFENTHION	農薬:殺虫剤・ダニ駆除剤
5	ミルネブ	MILNEB	農薬:殺菌剤
6	メタゾール	METHAZOLE	農薬:除草剤
7	アクロミド	AKLOMIDE	動物用医薬品:寄生虫駆除剤